

# 八尾市「万博開催 500 日前月間」企画運営業務仕様書

## I. 基本事項

### 1. 目的

八尾市では、2025 年大阪・関西万博において八尾ブランドを PR し、万博の波及効果を八尾の成長に活かせるよう、市民・企業等、多様な主体と連携し、万博への参加や市全体での機運醸成を目的に、八尾市「万博開催 500 日前月間」（以降、「万博開催 500 日前月間」という）を実施する。

本月間企画の実施により、多くの市民が SDGs を自分事化していただくための身近な活動として 80（やお）アクションに共感し参加いただくとともに、八尾市の魅力を万博会場へつなげていくストーリーを 500 日前からつくることで、市内における万博の機運醸成や、次世代の子どもたちがワクワクする未来への期待を高めるきっかけとなることを目指す。

### 2. 契約期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日

※ 八尾市「万博開催 500 日前月間」の期間は、  
令和 5 年 11 月 1 日（水）～令和 6 年 1 月 3 日（水）を予定する。

### 3. 履行場所

市内のあらゆる場所で行われるイベントとの連携を想定

### 4. 業務内容

(1) 八尾市「万博開催 500 日前月間」企画運営業務の実施計画の策定

後述する(2)について、本市や市内団体・事業者等と調整し、万博開催 500 日前月間の実施計画を策定すること

※ 9 月 18 日までに以下の必須項目を記載し報告すること。

- ・事業全体の実施概要
- ・個別プログラムの実施概要
- ・広報・プロモーション計画 等

(2) 万博開催 500 日前月間における個別プログラムの企画及び実施

下記①～④の個別プログラムについて万博と 80（やお）アクションを啓発する体験ブースを企画・実施すること。なおいずれのプログラムにおいても、関係団体との調整（打ち合わせへの参加を含む）を行い、滞りなく実施すること。

※各イベントの開催スケジュール等は変更になる可能性あり。

※ブースは3m×3mの規模を基本とするが、今後イベント内容や会場に合わせて拡大及び縮小などの対応をすること。

#### ① オープニングプログラム

11月4日（土）、5日（日）に市内大規模商業施設等で開催予定の「(仮称)SDGs エコフェスタ」において、月間のオープニングプログラムとして以下の企画及び実施を必須業務とした提案を行うこと。※「(仮称)SDGs エコフェスタ」のイベント全体に関する提案は含まない。

- ・万博と80（やお）アクションを啓発する体験ブース（終日）
- ・環境と万博をテーマにしたステージ又は体験プログラム（ステージの場合は30分～1時間程度）

※設営や撤収などの運営を含む

【参考】「(仮称)SDGs エコフェスタ」について：

ゼロカーボンの取り組みや環境をテーマとした親子向けのワークショップなどさまざまな催しを実施。※10時～17時を想定

（令和4年度実施概要）やおの里山いきもの展示、ソーラーカーづくり、環境パネル展示会、八尾高校書道パフォーマンス、ゆるきゃら大集合など。

#### ② クロージングプログラム

1月3日（水）に市内大規模商業施設で開催予定の「新春河内音頭」において、月間のクロージングプログラムとして、以下の企画及び実施を必須業務とした提案を行うこと。※「新春河内音頭」のイベント全体に関する提案は含まない。

- ・万博と80（やお）アクションを啓発する体験ブース（終日）
- ・河内音頭と万博をテーマにしたステージプログラム（30分～1時間程度）
- ・万博開催500日前月間の様子を取りまとめた動画の公開（3分程度）

※設営や撤収などの運営を含む

【参考】「新春河内音頭」について：

河内音頭の本場・八尾、「こども河内音頭講座」で唄や踊りを学んでいる「八尾のこども河内音頭大使」や八尾本場河内音頭連盟で活躍する音頭取りが、新年に音頭を披露。その音頭に合わせて、ステージの前で来場者が踊りを楽しむ。※11時～18時30分を想定

#### ③ 万博開催500日前（11月30日（木））に合わせたプログラム

12月2日（土）、3日（日）に市内大規模商業施設で開催予定の「(仮称)「空飛ぶクルマ」の社会受容性向上のためのイベント」における個別プログラムとして、以下の企画及び実施を必須業務とした提案を行うこと。※「(仮称)「空

「空飛ぶクルマ」の社会受容性向上のためのイベント」全体に関する提案は含まない。

- ・万博と80（やお）アクションを啓発する体験ブース（終日）  
※設営や撤収などの運営を含む

【参考】「(仮称)「空飛ぶクルマ」の社会受容性向上のためのイベント」について：  
2025年大阪・関西万博での運航を目指している「空飛ぶクルマ」の実現に向け、市民の「空飛ぶクルマ」の社会受容性向上・理解を深めていただくとともに、新たなビジネス創出への機運醸成を図ることを目的に啓発・学習イベント、展示、VR体験、公開講座などを実施予定

#### ④ 「まちかどライブクリエイション」連携プログラム

11月26日（日）、12月10日（日）、17日（日）に市内各所で開催される芸術文化振興イベント「まちかどライブクリエイション」の開催支援および、万博の機運醸成を図るプログラムとして、以下を必須業務とした提案を行うこと。

- ・関係団体等が企画する芸術文化振興に関するプログラムへの提案、助言及び実施支援  
※芸術文化振興に関するプログラムは、関係団体等が企画・調整し、アートの実演・展示・ワークショップ、飲食・物販ブースなどを実施予定。  
実施支援に必要な経費として1,000,000円（税込）を計上すること。
- ・万博と80（やお）アクションを啓発する体験ブースの企画・実施  
※各日1か所以上で実施すること。
- ・芸術文化と万博をテーマにしたステージプログラムの企画・実施（30分～1時間程度）  
※開催期間中、1回程度を想定。

【参考】「まちかどライブクリエイション」について：

多くの人たちが、市内のさまざまな場所で気軽に芸術文化に触れられる機会を提供する市内周遊型アートイベント

開催概要（予定）※いずれも11時～16時を想定

11月26日（日） 龍華町西公園、ファミリーロード商店街

12月10日（日） 近鉄八尾駅前噴水広場、茶吉庵

12月17日（日） TSUTAYA リノアス店、廃校 SATODUKURI BASE

#### (3) 事務局運営支援業務

上記(2)の個別プログラムの実施の他、下記について事務局の運営支援を行うこと。

#### ①個別プログラムに係る運営マニュアルの作成

上記（２）で取り組む個別プログラムについて、運営マニュアルを作成すること。

※以下を必須項目として作成すること

- ・実施概要
- ・会場レイアウト図（ブース詳細含む）
- ・タイムスケジュール
- ・スタッフ配置・役割分担表
- ・（必要があれば）進行シナリオ
- ・準備物リスト
- ・安全対策・緊急対応

#### ②連携イベントの募集と管理と周知

万博開催 500 日前月間と連携可能なイベント等を募集し、イベントリストを作成・管理すること。

#### ③連携イベントへの物品提供及び出展

本市及び関連事業者との協議において発生した連携イベントや応募のあったイベント等について、当該イベント内容に応じて物品提供やブース出展を行う。

※啓発物（パネルやチラシ、のぼり等）については、必要に応じて本市と協議のうえ提供または貸与する。

（連携の例）

- ・各主催が万博開催 500 日前月間のタイトルロゴ及び 80 アクションのロゴやアイコンを活用（チラシ・SNS での広報・会場装飾など）
- ・各主催が 80（やお）アクションや万博を紹介するパネル、チラシを会場に設置
- ・各主催のイベントで万博と 80（やお）アクションを啓発する体験ブースを出展 等

#### ④「#わたしの 80 アクション」宣言の収集

個別プログラムや連携イベント、SNS 等で「#わたしの 80 アクション」宣言を収集すること（期間中に 500 件程度）。

#### （４）広報関連業務

上記（２）・（３）について集客を図るため、戦略的な広報・プロモーション計画を策定すること。

（具体的な広報・プロモーション内容）

※いずれも本市が提供する万博開催 500 日前月間のタイトルロゴを活用すること。

- ・ 広報するためのキャッチフレーズを作成
- ・ 活用する広報媒体・手法などについて企画及び実施
- ・ 連携イベントの実施スケジュール、エリアマップ等を掲載したチラシ（リーフレット）の作成・配付
- ・ プロモーションページの作成及び運営（既存の 80 アクション特設サイトを活用）
- ・ 各イベントに関する HP や SNS などでの広報支援
- ・ 広報啓発物品の制作

【月間タイトルロゴ（予定）】

2025年大阪・関西万博 開幕500日前



#### （5）業務報告書等の作成

##### ①業務報告書の作成

（1）～（4）の内容を業務報告書として作成すること。

（業務報告書の記載内容）

- ・ 実施日時・場所・来場者数・出展コンテンツをはじめとした実施概要（実施内容がわかる写真や動画、参加者の感想などを含む）
- ・ 各イベントのチラシや配布資料など

##### ②動画の作成

万博開催 500 日前月間における一連の記録写真や動画を、事業目的を踏まえ、本市の万博に向けたストーリーを感じられる内容に編集し、クロージングプログラムで放映すること。なお、完成版にはクロージングプログラムの記録を追加すること。

また、動画作成に係る企画、シナリオ作成、撮影、音声収録、ナレーション、字幕、BGM、編集、著作権及び肖像権の許諾に関する事務、制作物の納品等動画制作に係る一切の業務を行うこととし、動画の仕様等については、以下のとおりとする。

- ・ 形式：MP4 データ、Blu-ray ディスク、DVD ディスク
- ・ 時間：メイン動画 2～3 分程度、ダイジェスト動画 30 秒～60 秒程度
- ・ 画質：フルハイビジョン
- ・ アスペクト比：16：9
- ・ 字幕：無音で放映した際に、内容が伝わるものとする。

- ・完成までの過程において、本市や各事業所の確認を受け、作成を進めること。また、動画の形式や画質、アスペクト比のほか、画像解像度やフレームレート、回線速度については、Youtube に掲載した際に、快適に視聴できる規格とすること。

## 5.実施体制

- ・受託者は、本業務の実施にあたり、業務を統括する責任者として統括責任者を設置し、市と連絡調整を図ること。
- ・イベント等の開催時は参加者対応及び安全対策等において十分な人員体制を講じること。

## 6.委託上限額

委託費の総額は 4,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。  
※諸経費、消費税等、本業務に係る一切の費用を含むこと。

## 7.費用分担等

業務委託料には、業務全般を統括するための事務人件費等を含むものとし、本市は業務委託料以外の費用は負担しない。  
なお、「4. 業務内容」の（2）①～③における会場の使用料は計上しないこと。

## II. 契約等

### 1. 契約条件等に関する事項

- （1）委託料の支払い  
本市と受託者の協議のうえ、支払い方法を決定する。
- （2）契約保証金
  - ・ 契約保証金は必要とする（ただし、八尾市財務規則第 122 条第 3 項又は第 6 号に該当する場合は契約保証金を免除する）。
  - ・ 保証人は不要とする。
- （3）再委託について
  - ・ 委託業務での総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等においては、受託者はこれを再委託することはできない。
  - ・ 受託者は、コピー、文書入力、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、委託者の承諾を必要としない。
  - ・ 受託者は、前記に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により委託者の承諾を得なければならない。
  - ・ 受託者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、

管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、八尾市暴力団排除条例に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

## 2. 個人情報の取り扱い

業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報保護法を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

業務に係る個人情報の取扱いについては、次のとおりとする。

- ① 個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、個人情報保護の措置を講じること。
- ② 委託業務に係る個人情報について、第三者への提供を禁止する。
- ③ 委託業務の履行に際して取得し、若しくは作成した個人情報が記録されている文書等又は電磁的記録の複写及び複製を禁止する。
- ④ 委託業務を受託し、若しくは受託していた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせること、又は不当な目的に利用することについて、禁止する。
- ⑤ データ管理について、適宜適切なデータ管理・保管に努めること。個人情報等が含まれるデータについては、施錠できるロッカー等で管理・保管することとし、管理方法・保管場所を報告すること。
- ⑥ データ保護及び機密保護を徹底するため、データ管理者・データ使用作業従事者をはじめとする関係者全員に対してデータ保護及び機密保護に関する趣旨説明資料を配布し、その重要性についての説明を徹底するなど適切な措置を講じること。
- ⑦ データ管理者・データ使用作業従事者を始めとする関係者全員の氏名を報告すること。

## 3. 情報公開への対応

受託者は、八尾市情報公開条例の趣旨を踏まえ、事業の運営に関する情報を公開するため必要な措置を講じなければならない。

## 4. 法令等の遵守

事業の運営を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

地方自治法、地方自治法施行令、労働基準法、労働安全衛生法、著作権法、個人情報の保護に関する法律、八尾市情報公開条例、その他関連法規

## 5. その他

- ① 受託者は、事業実施における安全管理を徹底すること。
- ② 受託者は、事業実施における新型コロナウイルス感染症等の拡大防止のため、状況に応じて必要な感染症対策を講じること。
- ③ 受託者は、事業を実施するにあたり宗教活動及び政治活動、及び特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした活動を行わないこと。
- ④ 受託者は、受託内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者に確認を行うこと。
- ⑤ 仕様書の疑義については、都度、本市に確認し、その指示によること。
- ⑥ その他、この仕様書に定めのない事項または、委託業務内容に疑義が生じたときは本市と受託者の協議のうえこれを処理・決定するものとする。

## 6. 障がいのある人への合理的配慮の提供

受託者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき本市が定めた「八尾市における障がいを理由とする差別の解消に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

## 7. 問合せ先

〒581-0003 八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市政策企画部 やおプロモーション・万博推進プロジェクトチーム

担当：穂満・眞田

TEL：072-924-4002 / FAX：072-924-0135

E-Mail：yaopr@city.yao.osaka.jp